

令和7年度 大石田町特別職報酬等審議会

(第2回)

議事録

令和7年9月29日（月）

大石田町特別職報酬等審議会

1. 日 時 令和7年9月29日（月）
18時30分から20時00分まで

2. 場 所 大石田町役場2階 庁議室

3. 出席委員 大石田町区長会連絡協議会会长 小内 信幸
大石田町商工会会長 庄司 正彦
社会福祉法人ふたば保育園理事長 高橋 慎一
みちのく村山農業協同組合大石田地区女性部長 高橋 優子
大石田町小中学校PTA連合会会长 森 進一

4. 次 第
1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事
①答申書について
②その他

4. 閉会

【事務局】 皆様お揃いでございますので、只今から第2回大石田町特別職報酬等審議会を開会させていただきます。では最初に小内会長からご挨拶を頂戴します。

【会長】 (あいさつ)

【事務局】 ありがとうございます。では、次第に沿いまして順次進めてさせていただきたいと思います。次第の3番、議事の方にさっそく入らせていただきます。議長につきましては小内会長からよろしくお願ひいたします。

【会長】 では、議事に入ります。まず①の答申について事務局からお願いします。

【事務局】 (原案、資料を読み上げる)

【会長】 委員の皆さんどうでしょうか。

【委員】 なり手不足の理由は誰かがどこかで議論したのか、それとも単なる一般論なのかどちらなんですか。

【事務局】 議会の活性化検討委員会でのご意見のように見受けられます。

【委員】 ③、④については当たり前の話であって、これを問題とするならそもそも議員になる資格がないような気がします。ただ、これが残念だったのは理由だけ述べていて解決策がない。なり手がないんですよという現状分析だけで終わらせてしまっているのは、途中経過だからですか。だからどうするというところまで踏み込まないと、本当のなり手不足は解消しないのではないかと思います。これは、議長さんに返すのではなくて、報酬等審議会では町長から諮問を受けたので、町長に対して町も議会と一緒にになってもっと考えてくださいということも盛り込んでいくことも必要であると思います。単なる理由だけ述べては解決しません。どう解決していくかというところまで。これは答申の中身で、適切かどうかはわかりませんが、私は委員としてそう思います。町長ももっと考えるべき。

【委員】 これは町長が一切関与しないんですよね。

【委員】 そうですね。最終的に、諮問は町長が必ずこの報酬等審議会の意見を取り入れるのではないですね。

【事務局】 最終的には町長の判断となります。報酬等審議会での意見はあくまで参考の意見という形です。このとおりにしなければならないということではないです。ただ、一般的にはこれのとおりになるとは思います。

【委員】 おっしゃるようになかなか覆せないですよね。私から議論に入る前によろしいですか。今の担当の説明にもあったのですが、全国町村議長会という団体がありまして、8ページの中ほどに大正大学江藤教授の提唱している議員報酬額という記載があります。大正大学江藤教授という名前が出てきたので、調べたところ、実は江藤教授が町村議長会に対して提言している議員報酬政務活動費の充実に向けた論点と手続きという資料がありまして、その文章を読ませていただいて、良いことが書いてありました。議員の報酬というのは住民の理解と納得が前提。要は住民が納得する金額が適正な議員の報酬額という、そのような言い方をして

います。原価方式という算定式は科学的な根拠ではない。最終的には住民の納得が必要ですと書いてあります。あともう一点が、議長、副議長は役職加算なので、議員の報酬が高いか適正かということを議論すべき。議長がもらいすぎ、少ないではなく、あくまでも役職加算ですから、そこまで議論が及ばないと。議員報酬が決まつたら率をかければいいだけなので、この部分は必要ないと思います。議員報酬は役務の対価ですということで、仕事ぶりがある程度評価されないと困るということはありますが、生活もしていかなければならぬという部分の観点が必要ですと記載があります。あくまでも仕事を評価しますが、生活給という意味合いを持たせなさいとそのように書いてあります。簡単に言うと、たくさんありますが、そのようなところが視点ではと思います。それがわかる資料がですね、欠落しているからわかりづらいのですが、11ページですか。議長が会長へ宛てた要望書というか、に書いてあるのですが、12ページの一番上、議長の報酬額427,000円というところ、議長は先ほど申し上げた通り役職加算ですから、この部分はあまり意味がないのではないかということと、3行目、首長の給料月額の47%。47という数字だけが出ていますけれども、全国町村議会議長会で確かに首長の給料月額の47%がいいのではないかという言い方をしていましたですが、大事な部分が欠落しています。47%の前に活動内容を充実して住民の理解を得たならば47%という。つまり47%だけしか記載されておらず、最も大事な住民の理解ですか、活動の充実が欠落していますので、そこを本当は付け加えて私たちが考えなくてはいけないと思います。我々の視点としてそこが大事ですということを発言させていただきました。付け加えて申し上げますと、議員の報酬に向けたガイドブックというものを全国町村議会議長会が今年の5月に出しています。これは報酬を上げるためのガイドラインで、非常に良いことが書いてありますし、先ほど原価方式における議員の活動日数は113日ということで、内容はわからないですけれども、何が大事かというとその原価方式というのは、活動の量だけを見て、中身は全く見ていません。どんな活動をしているのかということを全く見ていません。このような勘違いが多いと書いてあるのですが、政党活動、選挙活動等は政治活動ではないです。その活動を除いて考えますということを書いてあります。日頃の議員の活動も報酬を考えるうえで重要ですということです。委員からも活動実態が見えないという意見もありましたが、日頃の活動をどう評価するかというところ、客観的なことだけで申し訳ないです。うちの職員にも聞いてみたのですが、議員報酬が240,000円ということをどう思うか聞いてみたところ、そのくらいではないかという意見がありました。何故そのような発言が出たのかというと、ボーナスが高い。年収で見ると4,00,000円くらいです。月額だけで見ると2,800,000円くらいにしかなりませんが、1,100,000円くらいのボーナスをもらっていますので、

結局4,000,000円の収入があることになります。4,000,000円とはどのような数字かといいますと、事務局からの配布資料にもありました、都道府県別の年収で見ると山形県は平均が4,260,000円です。30年改正していない割にはそんなに差異はありません。具体的データ、根拠を求められた際にこれは使えるかなと思います。感覚的に特別低い、特別高いという言い方よりは、山形県の平均より安く、上げる必要があるのではないかと感じています。例えば平均を超える金額を設定するとすれば、月額はいくらになるのでしょうか。

【事務局】 議員の月額を260,000円にすると、年収換算で4,300,000円程度になります。

【委員】 このあたりが落としどころではないかと思います。ただそこに活動が見えていない、町民が納得するかという部分をどう作り上げていくか、そこをどう評価するかということです。以前申し上げましたが、月額を255,000円位にして政務活動費という制度を付け加えれば議員の活動が目に見える形になる。そのように全体的な感想で思いました。これがどうかというのは、単なる私の考えを申し上げただけなので。

【会長】 12ページの上のところ、原価方式での議長の報酬の算定については、前回もあったように、土俵が違うから比べようがないということで話になったかと思います。先ほどの住民の声がという話ですが、住民の声は住民全体に聞くわけにはいきませんので、我々が住民の代表として意見を述べるという形が、この会の趣旨だと思います。住民の声として、活動が見えないということも大きく取り上げる必要があります。皆さんのご意見はどうでしょうか。年収の件は参考になりますね。

【委員】 年収だけ考えますと高いように感じます。委員の言うように250,000円位に活動費をプラスしてという考え方は大変良い案だと思います。月額だけで考えますと安いかもしれません、ボーナスが高いのでは、普通の会社員より高いと感じます。

【委員】 年額を考えると、そんなにもらっているとは知らない人も多いと思います。

【会長】 具体的な話をすると、260,000円とすると市町村の平均からすると高くなるようですね。

【委員】 委員の意見はとても良い意見だと思います。

【会長】 以前も話がありましたが、報酬を上げないで活動費として支給するという話がありましたけれども、今回もそのような話が出ました。

【委員】 このあたりの会社員についても給料は上げているはずですが、3,000,000円位の方は半数以上だと思います。それから比べれば条件は良いと思います。もちろん責任のリスクといいますか、議員についてはあり、従業員とは違うとは思いますが。ただ半分の議員は動いていませんので。

【委員一同】（動いていても見えづらいかもしれないといった意見が多数）

【会長】今回の答申の最後にも、そういう意見が多くあるということを盛り込む必要がありますね。

【事務局】そうでないと住民の理解が得られませんということですね。

【委員】江藤教授も活動していることを住民に見せなくてはいけないと議会側には言っているようです。ごく当たり前ですが。

【会長】政務活動費も含まれるかもしれません、例えば今の現状ですと選挙のポスターですか公費だとは思いますが、その他に例えば自分の活動を文書にして町内に配布する、ですか、政務活動費に含めてするのであれば住民からどのくらい活動しているのかということがわかるかもしれませんね。実施した時には政務活動費を使って補填するという形もありだとは思います。

【委員】今までそういう活動は自腹でやっていたわけですから。上限はあるかもしれません。朝日町では月10,000円でしたかね。

【委員】年額にすれば120,000円となるわけですね。大きいといえば大きいですよね。

【委員】例えば、消防団は報酬が上がったと記憶していますが、他に特別職で上がった職はあるのですか。

【事務局】消防団くらいです。

【委員】議員、消防団ですか、そういうところが上がれば、全て底上げしていかないといけないような雰囲気もそろそろ出てくるのではないかと思います。区長さんにとって、ものすごく働いていると思います。公民館長になったことでわかるのですが、区長さんはものすごく働いていると改めて感じましたので、そのあたりは考える必要があると思います。そこは皆さん底上げと言いますか。

【委員】物価高、人件費アップで報酬を上げるなら、三役も同じですからそこを見ていかないと。区長さんにとってもなり手不足はあると感じています。区長は町長が別に定めるということですから、なり手不足ということであれば区長も同じだと思います。

【会長】先日、区長のなり手不足について河北の方と話す機会がありました。なり手がないなければ報酬で対応することも一案なのではと話したところです。

【委員】底上げだけしても、町民が5,000人しかいない、年々少なくなっているということで、財源の確保は必要だと思います。人が少ないので議員の給料を上げるというのも考え方です。結局消防団にしても報酬を上げたところで入らないんですよ。なり手不足には有効ではありませんでした。

【委員】価値観が昔と変わってきています。

【委員】なり手不足に給料は関係ないと感じています。そもそも人が少ないので手がないわけであって。

【事務局】 ご意見として答申に盛り込むことは可能かと思います。省略しないで記載することも可能です。

【委 員】 ガイドラインにも財政状況を把握してという文言があります。上げるときには一気に財政負担にならないようとする。1回上げるとなかなか下げられないということもあるって。

【委 員】 30年前は高かったのでしょうか。

【事務局】 科学的な根拠を示すものはやはりないと思います。多くの自治体は近隣の市町村と同じくといった形で、当時もそのような状況で設定しているはずです。

【委 員】 どちらにも飛び出さないということ。

【委 員】 30年前は議員のなり手がたくさんいましたよね。ある人に聞くと議員は名誉職だと。今は名誉職ではなくなってしまっていると。そういう感じがします。報酬を当てにしていなかった時代があったが、今はそうではない。そういうことなんですね。生活しなければならない、ある程度上げてやらないと、と思います。まして、大石田は欠員が出るのではという話にもなりました。

【委 員】 委員の言うとおり、250,000円ですとか、260,000円ですとかに加えて政務活動費という形が無難なのかと思います。

【委 員】 他市町村の報酬を比べながらの検討も必要ですよね。大石田だけ特別低い、高いではまずいと思います。

【委 員】 事務局からあったように比較ということも無視できない。

【会 長】 それは大きいと思います。

【委 員】 財政の数字も考慮しながら決めるしかないですね。

【会 長】 それから踏まえて、検討ということですね。

【委 員】 村山地方町村会市町村の議員報酬を平均ではなく、高い順から並べたときに中間はいくらになるでしょうか。

【事務局】 240,000円となります。

【委 員】 定員が10人程度の類似市町村ではどうでしょうか。

【事務局】 24、5万円が中間となります。

【委 員】 これは改定前と改定後の市町村がありますよね。値上げを考えている市町村もあるということでしょうか。

【事務局】 少なくとも村山地方町村会市町村ではそういった動きはありません。

【委 員】 物価上昇もあるので、値上げしてもよいとは思います。

【事務局】 仮に議員報酬を255,000円とすると4,230,000円となり、山形県の年収の平均と似た数字になります。

【委 員】 山形県の年収とほぼ等しいということは事実ですからね。データは事実ですか。それに合わせていくというのは理解を得やすい気がします。

【委 員】 ちょうどいいのではないでしょうか。それに加えて政務活動費を貰えるとなれ

ば。自身の政務活動のアピールを行えますし。

【委 員】 これにプラスするのですか。

【事務局】 それはまた別です。報酬ではありませんので。仮に年額で考えますと、議員報酬を260,000円にしますと4,300,000円程度で山形県の平均を超えていくということになります。255,000円ですと山形県の平均よりいくらか少ない4,230,000円程度になります。

【委 員】 少し低いというところが政務活動費として、私は町民としてつけてあげたいと思います。

【会 長】 今の現状の平均からすると240,000円ですか、245,000円から見れば、260,000円は飛びぬけている感じがします。

【会 長】 期末手当の率は市町村で共通しているのですか。

【事務局】 各市町村の条例で定められており、それぞれ違います。

【会 長】 あくまでも議員で考えて、副議長、議長は率をかけばいい話だと思いますので。議員で先ほどの議論の額だとすればいさか高すぎないでしょうか。これに政務活動費が別個に加わるとなれば。

【事務局】 15,000円上げるとしますと大江町と同じとなります。

【委 員】 大江町には政務活動費はありませんよね。

【委 員】 政務活動費が導入されれば、厳密に管理されますよね。

【委 員】 管理は大変ですよね。

【委 員】 議会事務局の職員は大変になると思います。領収書等を全て公表しますので、議会事務局もいい加減なことはできないと思います。

【会 長】 そうなった場合に議会事務局が対応できますか。判断は困難を極めると思いますが。

【事務局】 国政のレベルだと大変だと思いますが、朝日町でも実施していることでありますので・・・。

【委 員】 だから朝日町の報酬が低いんですよね。

【委 員】 朝日町は月額にいくら政務活動費が加算されるのですか。

【事務局】 月10,000円で年額120,000円です。

【委 員】 月換算で245,000円ですね。

【委 員】 政務活動費のチェックについて朝日町の職員から苦労話等は聞いていませんか。

【事務局】 毎月HPで公開する等の事務はあるようです。

【委 員】 だから町民が活動の内容を見られると。

【委 員】 朝日町の人口は大石田町と変わりないですよね。

【事務局】 ほぼ変わりありません。ただ、朝日町では議員定数を減らす方向で考えているようです。

【会長】 だんだんまとまりつつありますね。

【委員】 月額ではなく、年収で各市町村を比較してみたいですね。

【委員】 根拠を探すのが難しいですが、月額250,000円にして政務活動費を加えるのが落としどころではないでしょうか。政務活動費は10,000円だと少ない気がするので、15,000円くらいかなと。月額で言えば大江町くらいですね。大江町の人口は同じくらいですか。

【事務局】 同じくらいだと思います。

【委員】 だと、財源も似たようなものだと思いますので。

【会長】 皆さんから意見を募ります。

【委員】 私としては、255,000円というのが、県の年収などの比較からいい線なのかなと思います。やっぱり10,000円だけというのも・・・。決めようがないんですよね。それなら、似たような団体、大江町と合わせましたということでお良いのではないでしょうか。

【委員】 私もこの表を見ても255,000円が妥当だと考えます。

【委員】 私も255,000円が落としどころなのかもしれないですが、ガイドラインを見ると、4年に1回ずつ任期につき審議会を開いて適正かどうかを諮りなさいという文言があります。だとすれば、250,000円にしておいてまた何年かで255,000円というやり方もありと思うところもあります。255,000円で良いんですが、町長などの三役についても併せて議論していくとだんだん高くなると思いますので、財政のことを考慮しますと250,000円にして政務活動費を10,000円追加して、ちゃんと活動した議員は実質260,000円、そんな考え方もあります。255,000円で良いとは思いますが、そこを考えると250,000円の線も説明の仕方によってはあるのではないかと思います。

【委員】 この表に基づけば、平均が243,000円ですよね。そこから考えると、250,000円でも妥当な線だという考え方もあるということですね。

【委員】 255,000円だと年額換算で大体山形県の年収だということもありますし、大江町というモデルもそうですし、上げていない市町村もこれから上げるのかなという気もします。そう考えますと、落としどろとして255,000円で良いのではないかと思います。ただ、私は政務活動費というのがどうも納得できないです。議員の中にはちゃんと活動をしている議員が全てではないので、特別ボーナスだと取られてしまった暁には無駄なお金になるとも限りませんので、うちの町のレベルとしては政務活動費はいらないのではないかと思います。活動する行事もなければ、活動するものがないので。

【委員】 答申の中に議員活動が見えるように、町としても考えなさいと付け加えることもありかもしれませんね。

【会長】 今の意見の中で大部分が15,000円の値上げという線で、政務活動費という話も出ましたが、今回はこの15,000円の値上げした後で、また何年かして検討ということもあり得ますし、その時まで議論を持ち越すということで、今回は月額255,000円にするということでよろしいですかね。

【委員一同】 (賛成)

【委員】 あとは財政的なところを考慮する文言を記載する必要がありますね。交付税も人口が減ると金額が減ると思いますし。委員がおっしゃったように、年収4,000,000円を超える職員はあまりいませんよね。

【会長】 今言ったように、月額255,000円にすると年収でいくらになるんでしょうか。

【事務局】 4,234,530円になります。

【委員】 12で割るといいくらですか。

【事務局】 352,877円になります。

【委員】 なぜ確認したかというと、議員からの提出された資料の中で議員の原価方式での報酬が303,803円ということでありましたので、参考として比較するためです。

【会長】 月額を250,000円にした場合の算出した年額を月換算にするといくらなのですか。

【事務局】 345,958円となります。

【委員一同】 議員は月給いくらだという言い方しかしないので、年収いくらということは知らなかった。全ては年収で考えるべきではないでしょうか。年収で考えれば、そんなに貰ってるのかという意見も出るかもしれません。

【委員】 250,000円にして国の出方を待つという方法もあるかもしれません。今年金ですか、期末手当しか出さないとされているところが、住居手当とか扶養手当を付けましょうという議論もあります。

【委員】 考えてみると、民間の給与について東京あたりは本当に高いですから。

【委員】 会社では扶養手当などありますが、現状議員はそれがありません。ボーナスしか支給しないという法律ですから。

【委員】 初任給もだんだん上がっていますからね。

【委員】 最低賃金も上がりましたよね。

【事務局】 資料に記載のとおり1,032円となっています。

【委員一同】 他よりも給料を高くしないと来ない世の中ですよね。農家だってなり手がないです。時給はかなり上がっています。給料を上げないと来ない。

【事務局】 今のご意見をまとめて、これでよいですかという最終確認をさせていただければと思います。次回は、10月10日18:30からということでよろしいでしょうか。

【委員一同】 (全員賛成)

【会長】 では次にその他ということで何かありませんか。

【委員】 ちょっとよろしいでしょうか。議員報酬の見直しというガイドブックがありまして、ここに施行時期について記載があります。これを見ますと、立候補を検討している住民への条件提示となりますので、次の選挙に照準を合わせて改正をすると。要は議員だけでも条例の改正はできますので、そういう意味から、次の選挙から変更するのが適正ですと。その間に議員報告会でも、実はこのような答申を受けましたと町民とキャッチボールをしてもいいですし、この議論をHPで公開してもよろしいですし、議会だよりに載せても良いですし、町民から注目されるようなお知らせの仕方をその間やればいいなと思います。なり手不足と言っている以上、適用は次の選挙からですよねという言い方で良いかと思います。

【会長】 では、次回までの検討事項ということにして、本日はお集まりいただきありがとうございました。